農村振興五カ年計画

町の実情にてらして
まず基本計画を樹立

曲り角にきた農村を振興させるため、前年度において県の予備計画地域の指定をうけて、地域農村振興協議会が設立されたことと、農村振興計画の概要については、昨年十一月にこれを特集しました。このほどの振興協議会のもとに五カ年間の農村振興基本計画と、各年度ごとの事業実施計画がたられました。この計画は

①地域の概況及び特質　②地域農業振興上の問題点
③地域農業振興の基本的構想　④基本目標の設定
⑤事業計画　⑥資金計画　⑦事業推進の計画

以上七項目からなっていますがこれを逐次掲載していくことにします。

指定地域の概況と特質

1　地域の概況

地勢　越後平野の中心からやや北よりのところに位し、東南端に面積約五〇〇ヘクタールの福島潟があり、この潟からは新井郷川が地域の概ね中央部を横断しています。また太崎地区の国道七号線以北では砂丘地帯もかなりあり、その他の大部分の地帯は平坦で標高も低く低湿地からなっています。

気候　積雪寒冷地帯で十一月下旬から三月下旬までは降雪をみ、この間約六十日間は根雪となります。

過去十カ年の平均では、年間降雨量は二・〇五一ミリ、年間晴天日数は一一七日、月別平均気温の最低は一月の二度、最高は八月の二七度であり、また過去十カ年の最高気温は四二度となっています。

人口　総戸数は五・〇二〇戸総人口は三四・一九二人であり一戸当り平均人口は六・八人と県平均の五・四人よりも一・四人多くなっています。また女子は男子よりも一、三六六人多く特に二十才から二十四才までの二七四人、三十才から三十四才までの二〇五人多いのが目立ちます。

最近における人口の自然増は年間五五〇人程度ですが、転出、転入の差引減が四〇〇人程度であり、これを差引くと年間約一五〇人の人口が増えています。この数の総人口に対する割合は〇・四四％となっています。

2　農業の概況

農家　専業は七一％、第一種兼業は二三％で、これを合わせると九四％となり、農業を従とする第二種兼業農家はわずか六％ですが、最近第一種兼業農家は急速に増加しています。平均耕地面積は一・六ヘクタールで経営規模は比較的多きくなっていますが、しかし一ヘクタール未満の農家が二七％（九〇〇戸）とかなり多きな割合をしめています。

一方農家人口はわずかずつ減少の傾向にありますが、現在なお一戸平均七・四人で県平均の六・二人より一・二人多くなっています。農業従事者は一戸平均三・二人でこのうち男子の割合は四四％となっていますが、この割合はさらに低下の傾向にあります。

年齢は現在六〇〇人程度ですが、以前にくらべて減少しており、特に男子の減少は急激にしかすぎません。

農地　総耕地面積のうち田は八一％、畑は一九％となっていますが、田のほとんどが湿田または半湿田であるため二毛作のなされているものは二・一％にすぎません。このような条件のために、全般としては水稲単作農家であり、太崎地区には畑地が集中しているので、農業生産物の二割以上を販売する農家三、〇一二戸のうち畑作収入が農業総収入の四割以上をしめる農家が一二九戸もあります。

家畜　役牛が平均二・八戸に一頭の割合とかなり多く飼育されていますが、最近耕転機の導入に伴ってわずかずつ減少の如向にあります。

太崎地区は年間三、〇〇〇頭程度を地区外に販売する仔豚の生産地ですが、全町的にはそれ以外にみるべきものがなく乳牛はむしろ減少しつつあります。そのために総体的に乳牛の飼育率は低く、農家一戸当りの家畜単位は〇・五八

総面積中にしめる耕地の割合は約七一％となっていますなお福島潟、阿賀野川、新井郷川、新発田川などの河川および国道七号線などの道路が地域内にあるので、これら無租地の合計が総面積の約二四％をしめる大きなものとなっています。

地質は第四紀新層の沖積層かちできていて、木崎地区の砂丘地帯は石英粗砂を含む砂質壌土であるが、その他の大部分は壌土ないし埴壌土で肥沃であり、かなり多くの地帯に泥炭層が存在しています。

田の区劃整理は一応九〇％程度が終っています。しかし低湿地で排水が悪いために一部を除いては湿田もしくは半湿田の域を脱していません。

土地

田	四・三七九㌶
畑	一・一九一㌶
山林	一二一㌶
宅地	三〇九㌶
その他	一・九〇九㌶

農機具　農機具は平均、電動機が一・五戸で一台、脱穀機一・四戸で一台、籾すり機が二戸で一台と高い率で導入されています。農機具の共同所有もしくは、共同利用の割合は非常に低く、共同の形態も二～三戸のものがほとんどです。

農業の特色　一般的に水田単作地帯であるため、水稲に大きく依存する経営形態となっています。農産物の販売については新潟、新発田市などの消費地に近く、しかも交通の便にも恵まれていることも一つの特色です。

そのほか平均耕地面積が比較的大きいこと、農機具の導入率が高く、しかも個人所有が多いこと、木崎地区では畑地が多く果実、そさい、たばこなどの特産物が多くまたこの地区が仔豚の産地として、県下でも有数であることなどがあげられます。

産業　産業構造を世帯主の産業別分類からみますと、第一次産業（農業、漁業など）六六％、第二次産業（製造業建設業など）二二％、第三次産業（小売業、サービス業など）二二％であり、第一次産業の中でも農業が圧倒的に多く、世帯数で六六％、世帯人員で七三％をしめています。

また就業人口別にみると、第一次産業七六％、第二次産業七％第三次産業一七％となっています。

地域の中央部にはかなり大きな商工業の集中した地域がありますが、前記の数字が示めすように、この地域の産業は農業が主体であり、これに附随する商業と若干の酒類醸造と織物工場などがあるにすぎません。

交通　町の中央部を国鉄白新線が横断し三つの駅があり、これとやや併行して地域の北部を一級国道七号線が横断しています。そのほか県道も五路線が地域内をとおり、バス路線も四路線が縦横し、交通の便には比較的恵まれていいます。

岡方・長浦両地区が

住宅金融公庫貸付指定地域に

今まで高塚・木崎地区が住宅金融公庫融資金の貸付指定地域になっていましたが、岡方・長浦の両地区もこの四月一日から、新たに指定されました。

この住宅金融公庫融資金は住宅を建築しようとする者へ年利五分五厘、十八年賦償還で貸出されるもので、融資を受けようとするには種々な制約がありますが、年々住宅困窮の度合が高くなっている折柄、住宅の建設資金を借入れることができるため、特に低所得者にとっては、大きな福音でした。

しかし、公庫ではこの貸付をする以当って、都市や人口密度の多い地域を対象としており、岡方地区と旧長浦村がわが国の住宅不足を解消するため、政府が現在行っている住宅建設には、都道府県あるいは市町村などが建てる公営住宅、住宅公団の建てる住宅などがありますが、住宅金融公庫の行なっている住宅資金の貸付もその一つで、昭和二十五年設立以来、すでに公庫の資金によって五十万戸の住宅が建設されています。

住宅金融公庫から住宅建設資金の貸付を受けようとするには、申込をするに当って、種々な制約がありますが、それは次のとおりです。

一、申込者の資格

申込のできる方は、住宅に困っていて所定の自己資金があり、次の各号のすべてに該当する方でなければなりません。

①本人の収入月額が公庫からの借入金十万円につき、次のとおりであって、公庫からの借入金償還の見込が確実であること。

イ　木造又は防火構造の住宅　五、五二〇円以上
ロ　簡易耐火構造の住宅　四、八〇〇円以上
ハ　耐火構造の住宅　四、二〇〇円以上

②耐火構造の住宅

イ　木造または防火構造の住宅……十八年以内
ロ　簡易耐火構造の住宅　二十五年以内
ハ　耐火構造の住宅　三十五年以内

③償還方法

イ　貸付金による住宅がしゅん工し、公庫と債務弁済抵当権設定契約を結んだ翌月から毎月払い（元金は毎回均等、利息は残高に対してつける）

ロ　住宅及び土地の貸付面積

（約九坪）以上五三平方メートル（約十六坪）まで　三〇平方メートル

ハ　土地　一戸当り一六六平方メートル（約五〇坪）まで（五〇坪をこえる部分は全額自己負担になります）

④貸付金額の限度

イ　住宅、土地とも公庫が定める住宅の標準建設費または土地の標準価格のそれぞれ七割五分以内

ロ　貸付をすることができる住宅

一戸当りの床面積が三〇平方メートル（約九坪）以上一〇〇平方メートル（約三〇坪）以下で住宅の建設費が標準建設費の一・二倍をこえないもので公庫の建設基準に適合するものであること。

（店舗付住宅、事務所付住宅、その他併用住宅は居住の用に供せられる住宅部分が、全体の床面積の二分の一以上であること）

二、貸付の条件

①利率　年五分五厘

②償還期間

イ　木造または防火構造の住宅……十八年以内
ロ　簡易耐火構造の住宅　二十五年以内
ハ　耐火構造の住宅　三十五年以内

③償還方法

イ　貸付金による住宅がしゅん工し、公庫と債務弁済抵当権設定契約を結んだ翌月から毎月払い（元金は毎回均等、利息は残高に対してつける）

ロ　住宅及び土地の貸付面積

（約九坪）以上五三平方メートル（約十六坪）まで　三〇平方メートル

ハ　土地　一戸当り一六六平方メートル（約五〇坪）まで（五〇坪をこえる部分は全額自己負担になります）

④貸付金額の限度

イ　住宅、土地とも公庫が定める住宅の標準建設費または土地の標準価格のそれぞれ七割五分以内

ロ　貸付をすることができる住宅

一戸当りの床面積が三〇平方メートル（約九坪）以上一〇〇平方メートル（約三〇坪）以下で住宅の建設費が標準建設費の一・二倍をこえないもので公庫の建設基準に適合するものであること。

（店舗付住宅、事務所付住宅、その他併用住宅は居住の用に供せられる住宅部分が、全体の床面積の二分の一以上であること）

三、申込受付の際提出する書類など

申込をされる方は、本人の印鑑、米穀通帳、五円切手二枚のほか次の書類を提出しなければなりません。

1　住宅資金借入申込書　二通
2　申込人の収入月額証明書
3　抽せん番号通知書
4　抽せんの結果に関する通知書
5　申込証明票

なお、申込の取扱い機関は第四銀行、北越銀行などですが、申込書類を提出のさい、取扱い機関では、申込書の記載事項などについておたづねすることがあります。

申込受付は、年二回行われていますが、申込に必要な書類は取扱い金融機関に備えられています。

詳細なことについては、取扱い金融機関へおたづねください。

国保と健保の二重加入が
できなくなりました

診療には保険証を忘れずに

昨年七月、合併完成を機に同じ町区域内にこのような地域差があることは不合理だとして同地区も貸付地域の指定を受けようと申請していたのが、このほど指定区域に認められたものです。

これにより、農栄町全域が住宅金融公庫の融資資金貸付指定地域になりました。

一、指定地区外となっていたため両地区から貸付を希望する者があっても、申請することができませんでした。

一、国保と健保の二重加入者の資格について

新しい国民健康保険法が施行されたことによって、国保と健保の二重加入が認められないことになりました。

これによると昭和三十四年一月一日以降に健保の被扶養者になった者は、町の国保に入ることができないことになっています。（以前は、職場同じ町区域内にこのような地域差があることは不合理だとして同地区も貸付地域の指定を受けようと申請していたのが、このほど指定区域に認められたものです。

これにより、農栄町全域が住宅金融公庫の融資資金貸付指定地域になりました。

十三年十二月三十一日まで）に、職場の健康保険の被扶養者で、町の国保の被保険者の資格があった者―（二重加入者）―については、新法施行の所定措置として、町では、昭和三十六年三月三十一日まで、二重加入を認めています。

二、療養費の請求について

医師の診療をうけるには、町国保の被保険者証を必ず持参して窓口に提示しなければなりません。

この提示により、診療をうけた医師の窓口で医療費の半額を一部負担金として払いこめばよいことになっています。

しかし、止むを得ない場合や、新潟大学附属病院などで診療をうけ、医療費の全額を払いこんだ者は、町の国保にその受領証を提出して、療養費の請求ができますが、このような場合には、必ず認印が必要ですので受領証と認印を忘れないように注意してください。

役場社会課